

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 31 日現在

機関番号：33917

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25870878

研究課題名(和文) フランス型放課後活動支援と社会統合のあり方に関する研究

研究課題名(英文) After school services in France and their role in social inclusion

研究代表者

小林 純子 (KOBAYASHI, Sumiko)

南山大学・外国語学部・准教授

研究者番号：00611534

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、フランス型放課後活動支援の実態を分析し、その特徴と課題を明らかにした。平成25年度から平成27年度の間、パリ市が運営する子どもの集団的受け入れ施設である余暇センターとパリ市学校教育課の支部において現地調査を実施し、公的機関によって提供される余暇活動の諸プログラム、とりわけ芸術文化実践とその運営方法、親の放課後活動支援との関わり方を解明した。その結果、フランス型放課後活動支援は異なる文化的、社会的出自の子どもが共生する場として機能しようとする理念を持ちながら、親の意識や制度面で克服すべき格差の課題を抱えていることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：This research reveals several features and problems of French after school services, based on an analysis of municipally subsidized after school programs in Paris. The survey particularly focused on arts and cultural programs, while examining the issue of management as well as the role of parents in relation to student involvement. As a result of this research, it is suggested that the official structure of French after school services have an obvious principal of equality extended to all children. Through interviews with parents and observations in several recreation centres in Paris, it was revealed that these services are not equally available. While objectively this disparity is due to institutional and geographic factors, the research also revealed that the issue of parental attitude towards the program was also predominant in the inequality of after school services.

研究分野：教育社会学

キーワード：放課後 余暇 芸術文化実践 フランス 子ども

1. 研究開始当初の背景

フランス型放課後活動支援には、我が国の放課後活動支援と類似する政策や目的もあるが、社会的不平等の是正がその目標に含まれている点に特徴がある。放課後活動支援が安全対策や学力向上という観点からのみならず、社会統合の観点から取り組まれているフランスの事例に着眼点をおこなえば、放課後活動の実態と、活動が果たしうる役割の解明が求められている。

2. 研究の目的

フランスにおける放課後活動支援、とりわけ自治体や市民アソシエーションの提供する余暇活動にはどのようなものがあるか、またそれらがどのように実施されているか、親や子どもはそれらをどのように利用しているかを調査し、その特徴と課題を見出す。

3. 研究の方法

(1) パリ市学校教育課の支部の一つを通じて、余暇センターでの現地調査を行う。その内容は、支部と余暇センターの関係、アニメトゥールの役割、余暇センターの運営方法、学校の夏休み期間中における余暇センターの活動、余暇センターで提供されている活動の調査である。

(2) パリ市が提供する余暇活動の一つ「成長のための芸術」プロジェクトを取り上げ、プロジェクト担当者へのインタビュー、担当したアニメトゥールへのインタビュー、プログラムを実施している余暇センターと芸術文化機関の連携の実践例の調査を行う。

(3) パリ市の親やその子どもに対するインタビューを実施し、子どもの余暇の過ごし方、余暇に対する考え方、余暇センターに対するイメージなどを総合的に把握する。

4. 研究成果

(1) フランスの放課後活動支援は、地方自治体による支援を中心に、子育て支援、学力保障、余暇活動の充実などさまざまな側面をもっている。フランス国民教育省やパリ市などの自治体の放課後活動支援の政策分析を通じて以下のことが明らかになった。フランスの小学校は2013年の時間割編成改革を経て、各自治体が授業終了後から帰宅までの時間や授業の合間に「学校周辺活動」(授業ではないが学校教育に強く結びついた余暇活動)の時間を設定することになった。改革以前から授業終了後に子どもの預かりを行ってきた自治体もあるが、改革によって自治体による支援はますます存在感を増している。しかし自治体に頼る支援体制は、自治体間の格差

を反映しやすい。パリのような大都市では、指導者や予算や施設が充実しているが、地方都市や郊外では、必ずしも同じような支援を提供できていない可能性がある。

(2) パリ市学校教育課支部での聞き取り調査から明らかになったことは以下の通りである。まず、パリ市では、子どもの受け入れ施設として余暇センターを運営し、学校のない水曜日の午後や学校の長期休暇期間中に子どもを受け入れている。また、パリ情報センター(12区)、パリ科学センター(11区)、ロベール・リネン映画センター(17区)、パリ映像センター(8区)、パリ読書センター(13区)、フランス語・フランス語圏センター(11区)、パリ音楽センター(3区)、造形芸術センター(10区)、スポーツ・環境センター(パリ郊外)、市民性センター(20区)、ハンディキャップ幼少期センター(情報無し)、環境教育センター(13区)、前思春期センター(18区、20区)などのリソースセンターを運営し、職員を余暇センターや、小学校・中学校に派遣している。

(3) 余暇センターでの現地調査から、以下のことが明らかになった。すなわち、パリ市の運営する諸センターの現場の担い手は、アニメトゥールと呼ばれる教育・文化・スポーツなどの活動を活性化する職に従事する人々である。アニメトゥールには、アニメトゥール職適性証書 BAFA をもつ人もいれば、管理職適性証書 BAFD をもつ人もいる。適性証がなくともアニメトゥールとして働くことはできるが、余暇センターでは原則的に BAFA の所持は必要とされる。またアニメトゥールには、労働条件に応じて契約職員もいれば正規職員もいる。前者には大学生も多い。本研究ではパリ市学校教育課のアニメトゥールを招聘し、アニメトゥールという職業に関連する講演会を行った。そこでは、アニメトゥールが女性の社会進出や家庭外での子どもの預かりという社会的要請によって誕生し、学校教育を補完する教育活動を担うものとして発展してきたことが明らかになった。

(4) パリ市は各種センターを運営するだけでなく、さまざまな余暇活動のプロジェクトを立ち上げている。たとえば、「成長のための芸術」プロジェクトは、文化実践へのアクセスが家庭環境や社会環境によって異なることを踏まえ、学校・余暇センター・文化施設を動員して、教師・アニメトゥール・文化施設職員にさまざまな文化プログラムを提供してもらい、すべての子どもが音楽・美術・写真・演劇・デジタルアート・曲芸・文学・映画・ダンス・建築などに親しみ、文化にアクセスすることをねらいとしている。これらのプログラムは、学校休業期間を除く授業期間中に実施され、出自や性別の違いを乗り越えすべての子どもが共に生きることを

学ぶという方向性をもっている。しかしこうした文化へのアクセスに存在する格差を是正しようとする試みは、必ずしも成功していないことが、余暇センターと美術館の連携プログラムの調査から明らかになった。所在地によっては、余暇センターは美術館からは遠く、子どもの安全性を考え移動時間が長すぎると判断される場合、そのような美術館を訪れることは現実的にはできないためである。パリ市内においてもその格差は存在するが、パリ市にはフランスの芸術文化機関が集中しており、地方都市や郊外との格差はさらに明瞭である。また規模の大きすぎる美術館や来館者の多い美術館は、子どもが集団で美術館を訪れることに消極的になることもあるため、子どもが訪れることのできる芸術文化機関は限られる。さらに、「成長のための芸術」プロジェクトに関わった教育機関は、パリ市内の小学校・中学校・余暇センターのそれぞれ 39%、63%、32% (2012 年) でしかない。すべての子どもに文化へのアクセスを約束するはずのプログラムは、実際には限られた子どもにのみ享受されている。

(5) 学生・親・地元の人がボランティアとして子どもの面倒を見るのとは異なり、アニメツールは豊かな人格形成と自立性の発達という教育的な目標に基づき、子どもに集団生活を学ばせ、社会化やコミュニケーションを促す余暇活動のプロフェッショナルとして発展してきた。それゆえ、単なる遊び相手にとどまらず、遊びの要素を含んだ創造的な実践を行いつつ、子どもに規則を学ばせることを期待されている。しかし余暇センターでの現地調査から、余暇センターは活動の場、活動時間、活動形態、予算、職員のステータスのいずれにおいても高度に制度化されていることが明らかになった。朝の集合時間、活動の時間、昼食の時間、外出の時間、帰宅前の集合の時間など、それぞれの時間に、アニメツールという職員が随時目を離さずに子どもに付き添っている。活動は計画化されなければならない、勝手に外へ出かけることはできない。職員や子どもの時間・空間を管理する規則が多く、こうしたことが柔軟な活動を妨げていることがある。このため、余暇センターは、アニメツールがそこで創造的な実践を行うことを求めつつも、子どもの預かりの場という役割にのみとどまりがちである。

(6) パリ市ではその支援に誰もがアクセスできるよう、自治体の提供する活動への参加料は各家庭の収入と家族の人数から割り出される係数に応じて、差異化されている。また余暇センターは市内に 600 以上存在し、居住地によってアクセスのしやすさが変わらないよう原則的にすべての小学校に配置されている。しかしこうした理念や施策にもかかわらず、小学校と保育学校の児童のうち

2012 年にセンターを利用したのはそのおよそ 2 割にとどまっている。その理由を明らかにするため、パリ市またはその近郊に在住の親に聞き取り調査を実施し、子どもの学校以外での時間の過ごし方を分析した。その結果、親のもつ子どもの理想的な余暇やバカンスの過ごし方の表象と、政策理念としての余暇センターのあり方にずれが生じており、こうしたずれによって自治体の提供する余暇活動や放課後活動支援を利用する親や子どもが比較的少ないことを説明できることがわかった。すなわち、政策上は異なる子どもとの集団生活を通じて共生のあり方を学ぶという理念が掲げられているが、親の中には集団生活を子どもにとって必ずしも肯定的なものとして捉えていない親もあり、彼らは余暇センターを他に選択肢のない場合、仕方なく利用するものと捉えている。フランスの放課後活動支援が異なる社会的背景を持つものとの共生の場、社会統合の場として機能するためには、制度的にも親の意識のレベルでも克服すべき課題が存在することが明らかになった。

(7) パリ市またはその近郊に在住の親に対する聞き取り調査から、子どもの余暇の範囲は自治体や学校が提供する活動を超えて広がり、学校や余暇センターで過ごす時間よりも、家庭で自由に過ごす時間のあり様に、親の社会階層や親と余暇活動の関わり方に応じた格差が生じていることが明らかになった。このことは子どもの余暇の全体像を子育て支援や放課後活動支援の対象としてのみ捉えることの限界を示している。子どもが夏休みに出かける旅行先、乗馬・テニススクール・塾などの各種習い事の実態を含め、仲間どうして過ごす時間、テレビを見ている時間などは、親がこのような時間にどのように関わるか、子どもがこうした時間を自律的に過ごしているか等によって異なり、それは子どもの社会化や、子どもが個人として自立していく過程に影響を及ぼしていると考えられる。それゆえ、放課後活動支援を子どもの余暇活動全体の中に位置づけ、各家庭の文化的・社会的環境に応じて、それぞれとどのような関係を築いているのかを明らかにすることが今後の課題として残された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

小林純子、子どもの余暇とその表象-パリ市の親への聞き取りから-、南山大学ヨーロッパ研究センター報、査読なし、第 22 号、2016、51-68

http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/EUROPE/kanko/documents/2015_no22/03%20_Kobayashi.pdf

小林純子、子どものための芸術文化活動
-「成長のための芸術」プロジェクトを
事例に-、南山大学ヨーロッパ研究セン
ター報、査読なし、第 21 号、2015、15-26
[http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/EUROPE
/kanko/documents/2014_no.21/02_Koba
yashi_21.pdf](http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/EUROPE/kanko/documents/2014_no.21/02_Kobayashi_21.pdf)

小林純子、フランスの地方自治体による
子どもの受け入れ施策とその実態-パリ
の事例から-、南山大学ヨーロッパ研究
センター報、査読なし、第 20 号、2014、
17-34
[http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/EUROPE
/kanko/documents/2013_no.20/02_koba
yashi_20.pdf](http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/EUROPE/kanko/documents/2013_no.20/02_kobayashi_20.pdf)

(3)連携研究者 ()

研究者番号：

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

小林 純子 (KOBAYASHI, Sumiko)
南山大学外国語学部・准教授
研究者番号：00611534

(2)研究分担者

()

研究者番号：